都道府県外国人材受入れ関連事務所管部長 殿

法務省入国管理局総務課長 佐 藤 剛

新しい外国人材の受入れに係る制度説明会の開催について(お願い) 日頃から出入国管理行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

第197回国会において可決・成立した出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律において、在留資格「特定技能」が創設され、本年4月1日から新しい外国人材の受入れが始まることとなります。

つきましては、新しい外国人材の受入れ制度について全国の関心のある方々に知っていただくため、別添実施概要のとおり、都道府県ごとに制度説明会を開催し、円滑な制度導入を図ることとさせていただききました。お忙しいところ誠に恐縮ですが、制度説明会の開催に当たり、格別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、短時間で恐縮ですが、説明会の開催に当たり、日程を調整させていただきますので、候補日を複数選定いただき、1月29日(火)までに別添回答用紙をもって、別紙連絡先までメールにて御回答いただきますようお願いいたします。

添付物

1	新しい外国人材受入れに係る制度説明会(都道府県関	開催)実施概要	1 部
2	回答用紙		1部
3	開催案内(案)		1 部